

金沢競馬のあり方に関する
「中間的なとりまとめ」
(要約版)

平成 18 年 3 月
金沢競馬検討委員会

1 我が国の競馬制度の概況

(1) 競馬制度の仕組み

<我が国の競馬>

- ・日本中央競馬会が施行する「中央競馬」
- ・地方公共団体が施行する「地方競馬」

二重構造

<日本中央競馬会の業務>

競馬の開催、馬主・馬の登録、調教師・騎手の免許、競走馬の育成、騎手の養成、その他競馬の健全な発展を図るための必要な業務

<中央競馬における売上金の使途>

払戻金（75%）、国庫納付金（10%）、残り15%の開催経費のうち余剰金が生じた場合は、1/2を国に納付

<地方競馬を施行できるもの>

- ① 都道府県
- ② 著しく災害を受けた市町村又は地方競馬場が所在する市町村であって、総務大臣が指定した市町村

<地方競馬における売上金の使途>

払戻金（75%）、地方競馬全国協会交付金（一定額）、公営企業金融公庫納付金（一定額）、開催経費を除いて剰余金が生じた場合は、構成団体である地方公共団体の一般会計へ繰出

(2) 競馬開催状況

<中央競馬>

- ・全国10カ所の競馬場
- ・全国35カ所の場外発売所

(売上状況)

- ・平成9年度までは増加
- ・その後は減少傾向

<地方競馬>

- ・施行者は56団体（52団体が一部事務組合）
- ・主催者は16団体
- ・競馬場の数は22カ所（H18.1.1現在）

(売上状況)

- ・平成3年度がピーク（9,862億円）
- ・平成16年度はピーク時の39.2%まで落ち込み（3,862億円）

<他の公営競技の動向>

- ・中央競馬や地方競馬と同様に売上が減少傾向

(平成13年度～平成16年度)

- ・中津競馬場以下、7つの地方競馬場が廃止

(3) 競馬制度の見直し

<平成13年度（農林水産省）>

「地方競馬のあり方に係る研究会」を設置

↓
中間報告書をとりとまとめ

<平成14年度（農林水産省）>

中間報告を受けて、大臣の諮問機関として「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」を設置

↓
大臣に報告書を提出（平成16年3月）

<平成16年度（農林水産省）>

競馬法の一部改正法案を国会に提出

↓
平成16年6月9日改正法公布
(13年ぶりの改正)

(法律改正により講じられた制度内容)

- ① 競馬の実施に係る規制緩和等
 - <事務委託の緩和等>
- ② 地方競馬における事業収支改善の促進
 - <地方競馬全国協会への1号交付金の交付の特例等>

など

特殊法人等の改革

【国における特殊法人等の改革の動き】

- ・平成12年12月1日 「行政改革大綱」を閣議決定
- ・平成13年 6月 「特殊法人等改革基本法」制定
- ・平成13年12月 「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定

「日本中央競馬会」及び「地方競馬全国協会」の事業や組織形態など全般についての見直しが行われることとなった。

「地方競馬全国協会」の組織等の見直し

<各地方競馬主催者が抱える問題>

- ・主催者ごとに馬や厩舎を抱える高コスト体質
- ・投資の限界や商圏の限定
- ・開催日程の重複による供給過剰
- ・限られた馬によるレースの魅力低下

問題を打破するためには、地方競馬改革と合わせて取り組むことが必要

【特殊法人等改革推進本部参与会議における改革方針】

<地方競馬改革の方向>

- (1) 更なる主催者間連携の推進（加速する枠組みが必要）
 - ① JRAを上回る数の人馬資源の有効かつ効率的な利用
 - ② 効率的な日程調整等開催日数の見直しによる供給過剰の是正、主催者間の競合の回避
 - ③ 競馬の専門家による、民間的手法の導入等による興行性の向上
- (2) 民間活力の導入（現行の枠組みを活用し推進）
刑法で禁止されている賭博の特例である以上、賭博の施行自体を民間が担うことは困難。
一方で、面白い興行のため、民間活力を導入。

<地方競馬全国協会の改革についての基本方針>

- (1) 地方競馬主催者の意見も踏まえつつ、地方主催者の意思が反映される組織への変更
- (2) 地方競馬の改革に併せて、地方主催者の行う競馬事業の改善に資するような業務を新たに実施
- (3) 競馬の中立・公正及び効率的事業運営確保のための業務を引き続き実施

地方競馬の問題解決を支援し、地方競馬の再生に資する組織に移行

【平成17年12月24日の閣議決定内容（地方競馬全国協会改革部分）】

<事業>

- (1) 助成金交付事業
 - ① 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。
 - ② 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。
 - ③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。
- (2) 地方競馬関係事業
地方競馬の開催日程・番組編成の調整、競走の実施の受託事務、共同利用施設の整備等の地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに実施する。
- (3) 交付金制度
交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。
- (4) その他
外部監査を導入する。

<組織>

地方共同法人とする。

2 金沢競馬の概況

(1) 金沢競馬の沿革

- ・昭和23年 金沢競馬場（金沢市入江町）で県営競馬を開催
- ・昭和29年 金沢市営競馬を開催
- ・昭和47年 金沢市入江町の競馬場を廃止
- ・昭和48年 金沢市八田町で新金沢競馬場を開設、現在に至る

(2) 金沢競馬の概要

- ・県営競馬 石川県競馬事業局が事業を運営
- ・市営競馬 金沢市職員とともに、県競馬事業局職員が市職員を併任する形で事業を運営
- ・施設 馬場（本走路（1周1,200m、幅20m<右回りダート>）
練習用走路（1周1,080m、幅16m）
スタンド棟（観客15,000人収容）、駐車場13カ所（5,384台収容可能）
管理棟（鉄筋コンクリート造5階建）、きゅう舎（46棟804馬房）
- ・開催関係者 従事員214名、調教師42名、騎手27名、厩務員151名、馬主417名
（H17.4.1現在の人数）

(3) 金沢競馬の開催状況

- ・日、月、火曜日の開催が基本、1開催単位は2週間（4～5日間）
- ・平成17年度の状況
年間20開催（県営17開催、市営3開催）、延べ89日（県営77日、市営12日）実施
岩手・東海地区など他の地方競馬との間で相互に馬券を発売（広域場間場外発売）

(4) 金沢競馬が果たしてきた役割

① 地方財政への貢献

金沢競馬においては、収益の大部分を石川県及び金沢市の一般会計へ繰出し、県政・市政の発展に大きく貢献
（昭和48年度以降、石川県に526億円余、金沢市に93億円余を繰出）

② 畜産振興への寄与

金沢競馬においても、売上金の一部（競馬法に定められた金額）を地方競馬全国協会を通して、畜産業の発展と振興に大きく寄与

③ 健全娯楽の提供

- ・現在でも多数の競馬ファンに親しまれており、県民に健全な娯楽を提供
（平成16年度の入場者数（1日平均で約3,714人））
- ・競馬は、様々な情報を組み合わせて勝敗を予想する知的な推理ゲームであり、現在も根強い人気
- ・競馬は、人と馬とのふれ合いの機会を提供しており、馬事文化の醸成に大きく貢献

④ 地域経済への貢献

- ・競馬の開催により、調教師、騎手、きゅう務員、従事員など、多くの人々に就業の機会を提供
- ・地域の雇用や経済に大きく貢献

3 金沢競馬の現状と課題

(1) 金沢競馬の入場者数・発売額の推移

- ・入場者数 → 昭和50年度の約120万人がピーク、平成16年度は約38万人で最大時の約31.7%まで減少
- ・発売額 → 平成3年度の約447億円がピーク、平成16年度は約121億円で最大時の約27.1%まで減少

(2) 金沢競馬の経営状況の推移

- ・県営分 → 平成11年度から6年連続で単年度収支が純損失（赤字）
- ・市営分 → 平成10年度から7年連続で単年度収支が純損失（赤字）

盛況の頃に蓄えた
基金で補填

（参考）平成16年度末基金残高（石川県：約22億6千万円、金沢市：約3億4千万円）

(3) 金沢競馬が抱える問題点

（外面的な問題点）

- ① レジャーの多様化（パチンコ、ゲーム等）による客離れの進行
- ② 中央競馬と地方競馬の二重構造
- ③ 地方競馬ファンの減少化・高齢化
- ④ 刑法の特例により認められた賭事であるための様々な規制

（内面的な問題点）

- ① 売上減少に連動させた開催経費の圧縮の限界
- ② 中央競馬との重複開催の回避による売上の減少
- ③ 売上低下により、経費のかかる振興策や施設改修等の実施不可
- ④ 地理的に公共交通手段が少なく、利用者にとって不便

4 これまでの取り組み

(1) 経営改善のための取り組み

金沢競馬において、これまでに実施してきた経営改善のための主な取り組み

【経営内容の見直し】

- <H15> 開催曜日の見直し：土・日・月 → 日・月・火
- <H16> 開催規模の見直し：開催回数(県)18回→15回 開催日数(県)103日→86日(市)18日→15日
- <H17> 開催規模の見直し：開催回数(県)15回→17回 開催日数(県)86日→77日(市)15日→12日

【ファン獲得のための取り組み】

- <H15> 新賭式の導入、自動販売払戻機（70台）の導入、薄暮レースの実施
- <H16> メールマガジン「ハッピーくん通信」の開始、優駿5頭のファンクラブの結成
- <H17> 全レースの実況映像配信、在宅投票におけるネットバンクとの連携による入出金の迅速化

【主な経費の削減】

- <H15> 職員数等の削減（従事員▲75人）、開催経費の削減（賞金、手当、委託経費、借上料など）
- <H16> 職員数等の削減（職員▲1人、従事員▲8人）、開催経費の削減（賞金、手当など）
- <H17> 職員数等の削減（職員▲6人、従事員▲40人）、開催経費の削減（経費全般にわたる見直し）

(2) 競馬制度の改善に向けた取り組み

<～平成16年度>

「地方競馬に関する研究会」を通じて、国等へ要望（流れを踏まえ、平成16年に競馬法が一部改正<13年ぶり>）

<平成17年度>

制度的に不十分として、平成17年度に改編された「地方競馬に関する研究会」を通して、「更なる支援制度の拡充」や「更なる規制緩和の拡大」などについて、内閣総理大臣をはじめ、日本中央競馬会など関係団体に対して要望活動を実施

5 経営改善に向けた今後の取り組み

(1) 基本的考え方

- 収支均衡が喫緊の課題ととらえ、一定の効果が期待できる、あるいは、経費面や技術面で早期に取り組むことが可能な新たな振興策や経営改善策は、試行を含めて積極的に取り組むべき。
- 施設・設備の改修や新設など大規模な支出と費用対効果が問われる施策については、検討委員会からの提言を踏まえ、競馬主催者において金沢競馬の進むべき方向が明らかにされたうえで、優先順位や年次計画等に沿って取り組むべき。

(2) 新たな振興策

- 競馬ファンのニーズにも耳を傾けながら、即効性があり、かつ、低コストで財政負担の軽い様々な振興策を組み合わせて実施し、相乗的な効果が得られるように工夫することが大切。
- 競馬ファンの減少傾向に歯止めをかけるには、レースそのものを充実させることはもとより、新たなスターホースやスタージョッキーの育成・確保についても振興策として検討すべき。
- 家族連れ、女性、若者達が気軽に来場できるイベントの開催や、新たな競馬ファンを獲得するための特別行事の開催などを積極的に検討すべき。
- 収益性の確保面に重点を置くならば、多くの競馬ファンに足を運んでもらえる魅力ある競馬場づくりが大きなポイントと思われるので、ある程度の経費負担を伴う振興策の取り組みについても積極的に検討すべき。

【速やかな対応が必要な方策（短期（試行））】（29項目）

- ・ ファンに分かり易い開催日の設定（開催曜日の固定化、開催日数の確保など）
- ・ 魅力あるレースの提供（力の均衡したレース、短距離レースなど）
- ・ IT関連企業との連携促進（インターネット投票、ネットバンク投票による馬券の発売など）
- ・ 来場者の利便性の向上（入場券の回数券化など）
- ・ 明るく快適な環境づくり（トイレ・壁・床の修繕、喫煙場所の限定など）

【さらに検討を必要とする方策（中・長期）】（56項目）

- ・ 親しみのある空間の確保と利用（遊園地の改修、屋根付きスペースの確保など）
- ・ 来場者の利便性の向上（ATM（現金自動預け払い機）の設置など）
- ・ 競馬ファンの拡大と馬券発売の促進（場外発売所（専用、共同、ミニ）の設置、中央競馬の馬券発売など）
- ・ 大規模な施設の改修や整備（ナイトー競馬の開催、エスカレータの設置など）

(3) 更なる経営改善策

- 収益性を重視した開催曜日・日数の設定、他の地方競馬主催者との相互発売の強化、IT関連企業との連携促進など、収入確保に向けた取り組みを進め、収支が相償う形での競馬経営を最初に考えるべき。
- 競馬開催経費のうちの人件費や委託料等についてもできる限りの抑制を図り、効果的・効率的な事業運営に努めるべき。
- 多額の資金を必要とする振興策や経営改善策を実施する場合、
 - ① 現状では、単年度収益からの資金捻出が困難なため、盛況時に蓄えた「基金」を充当することも考えられるが、その場合は、基金全体のスキームの範囲内において優先度の高いものから順に取り組むことが必要。
 - ② それらの支出と単年度の開催・運営に係る支出とを収支決算上分かりやすくする工夫を従来の会計方式に加えていくことも必要。

【速やかな対応が必要な方策（短期（試行））】（9項目）

- ・ 民間委託の促進（競馬法改正に伴う投票業務の民間委託など）
- ・ ファン送迎バスの運行経費の更なる見直し（運行便数、運行ルート〈シャトル化の検討〉など）
- ・ 冠レースへの参加促進（料金の見直し、募集の強化など）

【さらに検討を必要とする方策（中・長期）】（10項目）

- ・ 駐車場の有料化
- ・ ファン送迎バスの廃止又は有料化
- ・ 場内の施設貸付けによる収入確保（馬場内重賞看板等）
- ・ 他主催者との相互協力の強化（ブロック化の促進）

6 金沢競馬の今後のあり方

(1) 競馬関係者の意見

金沢競馬の開催に深い関わりを持つ関係団体からの「金沢競馬の今後のあり方」に関する意見の主なもの

<石川県馬主協会>

競馬関係者を守るためにも、また、競馬を楽しみにしているファンのためにも、今後とも会員の理解を得て協力するので、何とか収支均衡にして存続を願う。

<石川県調騎会（調教師）>

継続して調教師を続けたいし、強い馬を育てたい。中央でも活躍できるようなスターホースも出したい。

<石川県調騎会（騎手）>

赤字経営で、縮小均衡を図るだけの対策なら内部崩壊する。2～3年の事業計画を立て、資本注入をしてモチベーションを高めてほしい。それで駄目なら、あきらめもつく。

<石川県きゅう務員共助会>

何かのビジョンが示されないと不安である。赤字を食い止めるための関係者平等（主催者側も含めて）の努力が行われ、競馬が社会に役立つ娯楽であり続けることを望む。

<地元町内会>

金沢競馬開催によるメリット（清掃や樹木管理に係る地元雇用、売店出店による営業収入など）が大きいことから、存続を強く要望する。

(2) 今後のあり方（論点）

競馬関係者等の意見も斟酌し、「最終的とりまとめ」を行うにあたって、現段階において整理をした論点

- 1 地方競馬を行う最大の目的は、地方財政への寄与であり、過去においてはその目的を十分に果たしてきたが、社会情勢の変革等によって、現状では、その目的を果たせる状況になっていないこと。
- 2 主催者と競馬関係者の間で、今後の運営方針についての協議を行い、活性化に向けた数値目標等を定め、双方が一致団結して取り組むことが必要であること。
- 3 現状脱却には「基金」の有効活用も一つの手法と考えるが、活用にあたっては、将来に禍根を残さないよう十分な検討が必要であること。
- 4 競馬事業は、地方財政への寄与等、公益確保を目的とした収益事業であり、事業を継続するために税金を投入することは、県民・市民の理解を得られ難いこと。
- 5 特殊法人改革後の地方共同法人（現地方競馬全国協会）の組織・事業活動との連携も考慮に入れるべきであること。